

KSKR 移動・送迎支援活動ニュース



《 2018 移動送迎支援活動セミナー 》

地域のニーズに合わせて 制度を使った 移動・外出支援を！

～介護保険制度「介護予防日常生活支援総合事業」とは～

地域の移動制約者の“移動・外出”を支える施策をどう創るか！！

ますます深刻さを増してきている、地域生活での“移動・外出”支援に向けた国や自治体での施策については、交通バリアフリー法、介護保険法（2000年）にはじまり、改正「道路運送法」（2006年）以降は、登録制の福祉有償運送や、許可・登録を要しない互助（実費）による輸送などがあります。

また福祉行政との連携による、介護保険制度の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に基づく移動支援（送迎前後の生活支援：

訪問型サービスD）の活用など、地域のニーズと資源に合わせた自家用有償運送による送迎支援の取り組みが大切になってきております。

地域における“移動・外出”支援を含むさまざまな生活支援を、その目的によって訪問型Bや、通所型Bへの送迎を行う訪問型D、一般介護予防事業、また地域のニーズと資源にあわせた福祉有償運送や、許可・登録を要しない輸送など、それぞれの地域の特性にあった取り組みについて考えていきましょう。

■ 日時：2018年3月17日（土）10：30～16：30

■ 会場：たかつガーデン8階（たかつ西の間）

（大阪市天王寺区東高津町7番11号／近鉄「上本町駅」、地下鉄「谷町九丁目駅」下車）

■ 基調講演：「動きはじめた地域でのくらしの足としての移動」

講師：服部 真治／（財）医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構研究員

■ 資料代：500円

■ 共催：NPO法人 移動送迎支援活動情報センター／関西STS連絡会

TEL/FAX：06-4400-4387 伊良原・えのきぞの

E-mail：npo-ido@e-sora.net

※このセミナーは「大阪府地域福祉振興助成金」の助成を受けています。

セミナー次第

基調講演 (10:30 ~ 12:00)

● **「動きはじめた地域でのくらしの足としての移動」:**

・ 講師：服部 真治さん
 ((財)医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構研究員)

地域からの報告 (13:00 ~ 16:10)

- ①大阪市生野区社会福祉協議会、②大阪府太子町高齢介護課
- ③滋賀県米原市くらし支援課、④大阪府阪南市社会福祉協議会、
- ⑤不動ヶ丘生活支援プロジェクトほっとらいふ (大阪府富田林市)、
- ⑥NPO 法人ささえあい橋本 (和歌山県橋本市) _____ (依頼中を含む)

まとめ (16:10 ~ 16:30)

- 遠藤 準司さん (NPO法人アクティブネットワーク代表、NPO法人全国移動ネット理事)
- 三星 昭宏さん (近畿大学名誉教授、関西STS連絡会顧問)

「総合事業」を活用して地域に移動・外出支援を創り出すために

① なぜ「総合事業」に訪問Dが入ったのか

社会参加や社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながります。でも、移動・外出ができなければ社会参加も難しく、もちろん通院、買い物にも困ります。地域には自力では移動・外出が難しい人がたくさんいます。だから、移動・外出を支援する活動が訪問型サービスの一類型、「訪問型サービスD」(以下、訪問D)として「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、「総合事業」)に入ったのです。

② 何のために移動・外出支援が必要なのか

移動は目的ではなく手段です。誰が何のために移動したいのか、そのニーズを把握するところから始まります。元気な人は公共交通を活用していて、それを活用できない要支援や要介護の人たちだけが困っているのか、それとも、自家用車抜きでは生活が成り立たない地域で、自立度が高くても自家用車を運転しない人は移動に困っているのか、それによってつくるしくみ、使う制度が違います。また、隣町にある病院やスーパーに行きたいのか、それとも地域にあるサロンに通いたいのかでも、つくるしくみ、使う制度は違ってきます。



③ 地域にはどんな資源があるのか

地域によって使える資源は違います。福祉有償運送団体や通院等乗降介助など既に何らかの移動・外出支援を行っている事業所はありませんか。社会貢献意識のある大きな社会福祉法人でデイサービスの送迎車両を持っているところはありませんか。まだ具体的には何もなくても、住民の間に強い支え合いの意識があれば、それも素晴らしい資源です。

目次

- 2018.3.17 移動送迎支援活動セミナー… 1
- 《国交省認定講習》運転協力者講習会… 5
- 移動・外出支援関連資料… 7

④ 移動・外出支援に「総合事業」を使うと何がいいのか

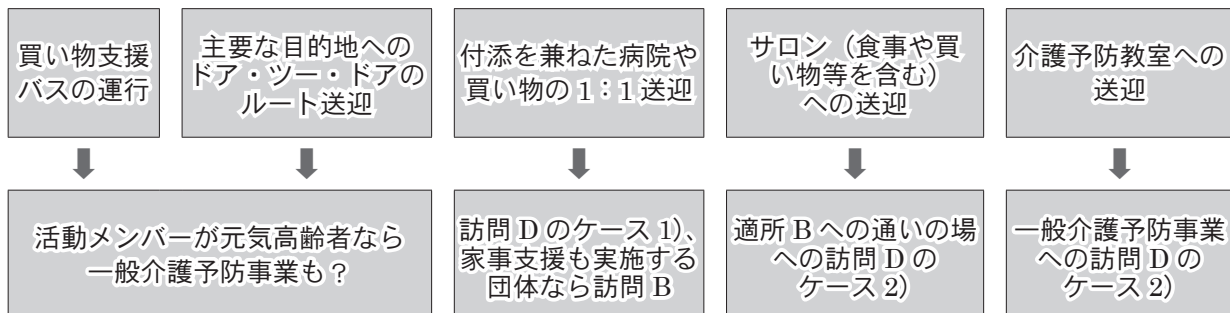
既に福祉有償運送団体が活動しているところでも、「総合事業」を使うといいのはなぜでしょうか。

福祉有償運送団体の多くは赤字で、他の事業から補てんしています。単独補助をしている市町村もありますが財政状況によって左右され、いずれも資金的に事業の継続性が確かではありません。介護保険の「総合事業」の中にきちんと位置付ければ、財源がしっかりしてくるとともに移動・外出支援の重要性について関係者の意識が高まり、移動・外出支援の継続や担い手の確保にもつながるでしょう。まだ移動・外出支援の活動がない地域では、なおさらです。しくみづくりに生活支援コーディネーターや協議体が活用できます。

⑤ 「総合事業」をどう使うか

移動先を限定しないで支援できるのは、「訪問 B」や「訪問 D のケース 1）」です。必要なのが地域のサロンへの送迎だけなら、「訪問 D のケース 2）」が補助対象経費に制約が少なく使い勝手がいいと言えます。一方、自立度も高い人が対象者にたくさんいるのであれば、「一般介護予防事業」がいいでしょう。ニーズに合わせてうまく制度を使い、委託や補助によって地域の資源をしっかりと育てましょう。まずは 2017 年度に策定される次期介護保険事業計画に「総合事業」で移動・外出支援に取り組むことを書き込みましょう。そこからすべては始まります！

色々なサービスと総合事業の活用パターン（例）

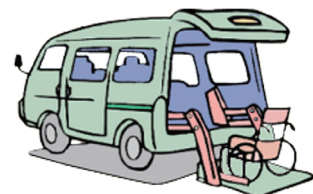


- 住民主体で選択、決定することが一番大事です。生まれたサービスが小さくても、色々な可能性を秘めています。

〈例〉○居場所・サロン ↔ つながりが深まり外出意欲が高まる ↔ 買い物支援もできそう
○家事支援 ↔ 困りごとが見えてくる ↔ 通院や買い物支援をやる
○介護予防教室 ↔ 通えない人を送迎しよう ↔ 頻繁に通えるようにしたい

- 公共交通が住民の「わが事」になり、既存の施策の見直しにつながれば、さらによし！

まずは、できることから始めよう



総合事業の類型と道路運送法の類型（先行事例）

（NPO 法人 全国移動サービスネットワーク調査より：2017年8月現在）

道路運送法の類型	●登録不要		●登録	●許可
総合事業の類型	ガソリン代実費・有料道路・駐車料のみ	サロン送迎	家事身辺援助等サービス一体型	
訪問型サービス B			松戸市、吉見町	取手市 美郷町
訪問型サービス D （ケース 1）	米原市		黒滝市、流山市	和光市 川島町
訪問型サービス D （ケース 2）	鶴岡市	秦野市、網走市 長沼市、飯綱町 加東市、防府市		
一般介護予防事業	神栖市 高根沢町	国東市		
その他		岩沼市買物ミニデイ （通所 A）		



【たかつガーデン】

大阪市天王寺区東高津町 7 番 11 号
近鉄「上本町駅」・地下鉄「谷町九丁目駅」下車

----- (申し込み用紙) -----

氏 名	
団 体 名	
団 体 住 所 及 び 連 絡 先	〒 _____ 電話番号 (_____) FAX 番号 (_____)

個人情報保護法に基づき提供された個人情報は
その目的以外の用途には利用しません。

FAX. 06-4400-4387

国土交通省
認定講習

移動・送迎サービス 運転協力者講習会

福祉有償運送運転者及びセダン等運転者「運転協力者講習会」

私たちが取り組んでいる福祉有償運送(移動送迎支援活動)は、非営利法人であれば改正「道路運送法79条」(2006年10月1日施行)に登録すれば可能となっています。

□ 改正「道路運送法」では、「**運転者の要件**」として「国土交通大臣認定の講習修了者」という要件が新設され、講習内容も**最低470分(セダン車等研修を含む)**が規定されています。□

「道路運送法」改正の目的は、「**過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保**」(国土交通省)とされているものの、手続きの煩雑さゆえに各地ではやむなく撤収する団体も出ている状況です。

私たちは「福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習」として国交省認定(2006年12月1日)を済ませ、活動継続への支援と、**移動送迎支援活動**のすそ野を広げる努力を行っているところです。この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続・拡大されるようお願いいたします。

※二日間のカリキュラム全てに出席された方には、**運転協力者講習の「修了証」**を発行いたします。



日程 時: ①2月12日(月)～13日(火) ②3月12日(月)～13日(火)
③4月16日(月)～17日(火) ④5月21日(月)～22日(火)
いずれも 10:00～17:00 (9:40～開場・受付)

会場: 「KS プラザ」3階 研修室 (NPO法人 日常生活支援ネットワークの裏)
大阪市浪速区敷津東3丁目5番15号【チラシ裏面:地図参照】

定員: 20名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます【先着順】)

参加費用: 8,500円/名 (関西STS連絡会非加入団体は15,000円/名)

※いずれもテキスト代が別途1,000円必要となります。

※**運転適性診断**を希望される方は1,500円で実施します。
(当日受付でお支払いください。)

主催: NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

共催: 関西STS連絡会

【申込み・問合せ先】

NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

(担当 えのきぞの、いらはら)

TEL:06-4396-9189 FAX:06-4396-9189

(お申し込みは別紙FAX用紙にて受け付けています)



福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習会

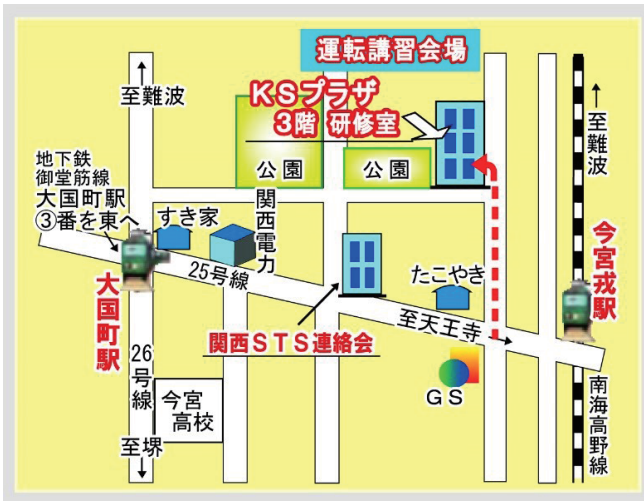
講習内容(第1日目)

- 10:00 第1章 運転協力者研修の目的と研修の進め方
- 10:30 第2章 移動・送迎サービスとは
- 11:00 第3章 移動・送迎サービスの利用者を理解する
- 12:00 昼休憩
- 13:00 第4章 利用者の心理と接遇
- 14:00 第5章 必要とされる介助と活動の様子
ガイドヘルプ及び車イス体験・介助実習
- 16:00 第10章 セダン車等運転研修(座学)
- 17:00 終了 (17:00～ 適性診断)

講習内容(第2日目)

- 10:00 第6章 移動・送迎サービスに必要な心構えとマナー
- 11:00 第7章 福祉車両について
- 12:00 昼休憩
- 13:00 第8章 移動・送迎サービス関連の交通法を理解する
- 14:00 第9章 福祉車両・セダン車両への乗降及び運転実技
1班:福祉車両への車イス乗降・運転実技
2班:セダン車両へ乗降・介助実習・車イス実技
- 17:00 修了式

運転適性診断を希望される方は講習終了後に行います(費用は 1,500 円)



地下鉄「大国町」駅・東側、南海線「今宮戎」駅、西側

・作業所内やサービスを提供中の賠償事故に備え

事業者総合賠償責任補償制度

・職員や活動中の支援者の事故に備え

傷害見舞金補償制度

障害者補償制度20余年の実績の

AIU保険会社

ジェイアイシーウエスト(株)

TEL : 06-6941-5187 FAX : 06-6944-1728
自動車保険等あらゆる保険の事はご相談ください

申し込み用紙

希望日 (○印を)	①2月12日(月)～13日(火) ③4月16日(月)～17日(火)	②3月12日(月)～13日(火) ④5月21日(月)～22日(火)
団体名	<input type="checkbox"/> 運営協議会に届出(予定を含む)の事業者 <input type="checkbox"/> 4条許可の事業者 <input type="checkbox"/> 43条許可の事業者	
団体住所 及び連絡先	〒 _____	
	電話番号(_____) FAX 番号(_____)	
(ふりがな) 参加者氏名等	(ふりがな) 氏名 住所 〒 _____	(ふりがな) 氏名 住所 〒 _____
	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上
福祉に関する 免許・資格	例: ホームヘルパー2級	
適性診断	要 ・ 不要	

定員超過のため参加をお断りせざるを得ない場合のみ、こちらよりご連絡さし上げます。

個人情報保護法に基づき提供された個人情報は
その目的以外の用途には利用しません。

FAX.06-4396-9189

【移動・外出支援関連資料】

道路運送法

登録

自家用有償旅客運送

道路運送法の改正（2006年）で位置づけられた

◆市町村運営有償運送（市町村福祉輸送、交通空白輸送）

◆福祉有償運送 … 利用対象者は制限 → 身体障害者、要介護・要支援認定者、その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者（複数乗車も可）

その他**基本チェックリスト該当者（2015年処理方針）**

- ・運送主体は非営利法人や法人格がない自治会など
- ・運賃は営利に至らない範囲
- ・訪問事業所であれば、介護保険の乗降介助が適用

◆公共交通空白地有償運送(過疎地有償運送改め)…利用者は地域住民や来訪者等
地域公共交通会議等で合意が必要

道路運送法

許可や登録は不要

国土交通省 事務連絡（2006年 平成18年）

「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」

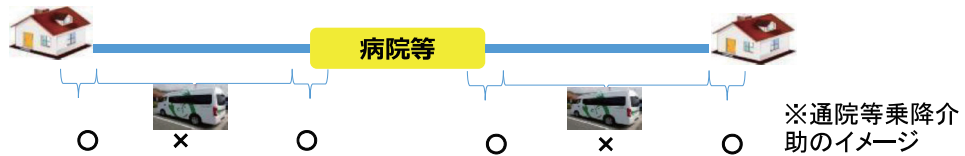
- (1)- 1 利用者からの給付が、任意の謝礼と認められる場合
- (1)- 2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)- 1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
- (2)- 2 ボランティアなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付がガソリン代実費、道路通行料、駐車料金(特定費用)のみの場合
- (4)- 1 市町村の事業として市町村の車両で実施されるなど、利用者の負担がゼロの場合
- (4)- 2 自家輸送の場合
- (4)- 3 介護や家事身辺援助等のサービスと一体型の場合
- (4)- 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合



訪問型サービスDの2つの類型

ケース1) 通院や買物等

通院等をする場合における送迎前後の付添支援 【補助は間接経費だけ】



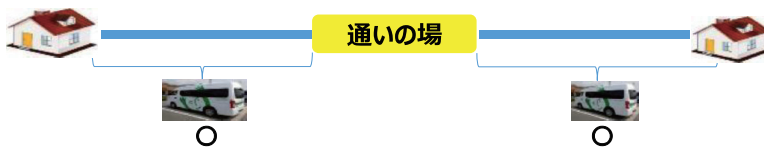
- ・ケアマネジメントに基づき必要に応じて付添や見守りを行う
- ・目的地は生活支援の範囲内であれば、通院のほか買物支援も可
- ・補助金は、サービス調整の人員費等の間接経費のみが対象(車両やガソリン代等の補助は不可) ※改善の可能性あり

訪問型サービスDの2つの類型

ケース2) 通所目的「サロン送迎型」

通所型サービスBにおいて、その送迎を別主体で実施

【間接経費と合わせ直接経費も補助可】 ※市町村の裁量により判断



- ・通所型サービスBや一般介護予防事業による通いの場（サロン等）の送迎を別主体が行う場合
- ・補助金は、間接経費のほか、ガソリン代など送迎にかかる実費、車両購入費など具体的な対象経費は、費用の効率性の観点から市町村の判断に委ねられている

編集人：

編集人／NPO法人 日常生活支援ネットワーク 移動・送迎支援活動ニュース編集部
〒 556-0012 大阪市浪速区敷津東 3丁目 6-10 TEL・FAX 06-4396-9189

発行人／関西障害者定期刊行物協会

〒 543-0015 大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ビル 4F

定価／100円